

三宅町教育大綱

奈良県三宅町

令和2年3月

1 教育大綱の趣旨

教育大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の方針を定めるもので、地方教育行政法第1条の4第1項に基づき設置した「三宅町総合教育会議」において協議・調整を行い、大綱を策定するものです。

2 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
なお、必要に応じ、教育大綱の内容を見直すこととします。

3 教育大綱の位置付け

三宅町総合計画におけるまちづくりの考え方を基本とし、子育て支援、就学前教育、学校教育、生涯学習などの充実に努めるとともに、各々の方針や計画、動向等を踏まえ総合的な教育施策を策定するものとします。

なお、三宅町総合計画の改定や各計画が策定された場合には、教育大綱の内容を社会情勢の変革に柔軟に対応するものとします。

また、この大綱は、本町が目指すこれからの教育理念と教育方針を定めるものであり、「教育基本法」第17条第2項に基づく本町の「教育振興基本計画」としても位置付けるものとします。

4 基本理念・基本方針

<基本理念>

自分が好き 人が好き 三宅町が好き

～自分を愛し、ふるさと「みやけ」に愛着をもつ人を育てる教育～

<基本方針>

(1) 生きる喜びと力を育む幼児教育の推進

人権尊重の精神を基盤として生命を大切にし、心身ともに健全な子どもを育てる。そのために、豊かな感性を育てるとともに、発達に応じた伝えあう力や自己調整力、科学的なものの見方や考え方の芽生えを育てる。

また、基本的な生活習慣や態度を身に付けるとともに、強い連帯感をもった子どもに育てるため、全職員が創意と特性を活かし、信頼と協力を基調とした幼児教育を目指す。

(2) 自ら学び、豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進

基本的な知識や技能を確実に習得するとともに、自ら学び、自ら考える力を育成する。さらに、豊かな人間関係づくりや社会奉仕の精神を養う。

また、自然や崇高なものに対する畏敬の念や感動する心を育て、郷土や自国を知ることにより、互いに尊重しつつ、健康でたくましい心身を育てる。

(3) 地域の子育て支援施策の推進

子育て家庭の多様なニーズに対応し、誰もが安心して子育てができるよう、地域における子育て支援施策の充実を図る。そのために、地域における子育て支援事業を推進し、利用者に対する支援や人材育成を推進するとともに、個々の家庭環境に応じた支援体制を推進する。

(4) 子どもの健全育成の推進

家庭、地域、学校、各種団体等の連携を深めるとともに、放課後等においても子どもが安心して集える居場所を確保する。さらに、多様な学習内容や豊かな体験活動の充実を図るため、放課後児童健全育成に対する取組みを推進し、子どもの生きる力を育む体験活動を充実し、参加を促進する。

(5) 特別支援教育の推進

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加することができるよう、十分な教育が受けられる特別支援教育を目指す。

(6) 児童や生徒の安心安全の推進

いじめ、虐待、不登校、問題行動等の多様化する課題に対応するため、校内指導体制の強化を図るとともに、関係機関との綿密な連携を推進し、未然防止や早期対応を図る。

(7) 楽しく豊かな人生と自由に学ぶ生涯教育の推進

生涯学習社会の構築を目指した社会教育の一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会の人々や社会教育関係団体等との連携を図る。また、地域の連携により、人々の生涯にわたる自主的な活動や事業を実施し、基本的人権を尊重した心豊かで安心できる生涯学習社会の構築を目指す。